

# 四半期報告書

(第11期第3四半期)

自 平成23年10月1日  
至 平成23年12月31日



株式  
会社

りそなホールディングス

(E03610)

第11期第3四半期（自平成23年10月1日 至平成23年12月31日）

# 四半期報告書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社りそなホールディングス

# 目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【事業等のリスク】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
第3 【提出会社の状況】	16
1 【株式等の状況】	16
2 【役員の状況】	27
第4 【経理の状況】	28
1 【四半期連結財務諸表】	29
2 【その他】	45
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	46

四半期レビュー報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年2月10日

【四半期会計期間】 第11期第3四半期(自 平成23年10月1日至 平成23年12月31日)

【会社名】 株式会社りそなホールディングス

【英訳名】 Resona Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 檜 垣 誠 司

【本店の所在の場所】 東京都江東区木場一丁目5番65号

【電話番号】 東京(03)6704-3111(代表)

【事務連絡者氏名】 財務部グループリーダー 大橋 寛之

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区木場一丁目5番65号

【電話番号】 東京(03)6704-3111(代表)

【事務連絡者氏名】 財務部グループリーダー 大橋 寛之

【縦覧に供する場所】 株式会社りそなホールディングス大阪本社  
(大阪市中央区備後町二丁目2番1号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

		平成22年度 第3四半期 連結累計期間	平成23年度 第3四半期 連結累計期間	平成22年度
		(自 平成22年 4月1日 至 平成22年 12月31日)	(自 平成23年 4月1日 至 平成23年 12月31日)	(自 平成22年 4月1日 至 平成23年 3月31日)
経常収益	百万円	655,426	638,100	859,898
うち信託報酬	百万円	17,030	17,534	25,937
経常利益	百万円	179,390	212,458	210,290
四半期純利益	百万円	141,208	157,620	—
当期純利益	百万円	—	—	160,079
四半期包括利益	百万円	122,266	146,853	—
包括利益	百万円	—	—	132,513
純資産額	百万円	1,915,508	1,688,428	1,592,553
総資産額	百万円	40,648,456	41,564,963	42,706,848
1株当たり四半期純利益金額	円	109.64	64.31	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	73.14
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額	円	50.17	44.42	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	39.62
自己資本比率	%	4.45	3.81	3.47
信託財産額	百万円	26,422,760	24,535,496	26,093,642

		平成22年度 第3四半期 連結会計期間	平成23年度 第3四半期 連結会計期間
		(自 平成22年 10月1日 至 平成22年 12月31日)	(自 平成23年 10月1日 至 平成23年 12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	円	51.64	11.99

- (注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 平成22年度第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定に当たり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。
- 3 平成23年度第1四半期連結会計期間から、「潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額」の算定にあたり、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、平成22年度第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び平成22年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額について遡及処理しております。

- 4 第3四半期連結累計期間に係る1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 四半期連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 5 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 6 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき、信託業務を営む連結子会社の信託財産額を記載しております。

## 2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが営む事業の内容については、重要な変更はありません。

なお、りそな債権回収株式会社は平成23年12月22日付で清算結了いたしました。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

##### (金融経済環境)

当第3四半期連結累計期間は、先進国の景気減速に加え、物価上昇を受けて金融引き締めを行ってきた新興国にも影響が広がり、中国の成長率は2年半ぶりに9%を下回りました。

また、欧州ソブリン問題を背景にギリシャやイタリアの国債価格が下落する中、それらの国債を担保としてきた金融機関の資金繰りが悪化、ユーロや米ドルの短期調達金利の上昇が顕著となりました。これを受け、主要国の中央銀行は協調して米ドル資金供給に適用する金利を引き下げたほか、ECB(欧州中央銀行)による利下げ、FRB(米連邦準備制度理事会)による低金利政策長期化の表明など、金融緩和長期化への意識が強まっています。

日本経済は、復興関連の公共投資に支えられたものの、内外需とも厳しい環境下にありました。10月に発生したタイの洪水により、自動車や電子機器を中心に生産活動が停滞しました。また、火力発電用のエネルギー輸入の増加から貿易収支が悪化、2011年は31年ぶりの貿易赤字となりました。市場は夏場以降、80円を割り込む水準で円高が継続したことを嫌気し、日経平均株価は伸び悩みました。

## (経営方針)

当グループは、公的資金による多額の資本増強を真摯に受け止め、早期に経営の健全化を図るべく、平成15年11月に集中再生期間における計画として、「経営の健全化のための計画」（以下、健全化計画）を公表し、徹底した財務改革を中心とした再生のための基礎を構築いたしました。その後の健全化計画においては、「リストラから営業力強化へ」（平成16年11月公表）、「差別化戦略の徹底による持続的成長」（平成18年11月公表）を掲げ、経常的な黒字体质を維持するための営業力の強化、公的資金返済に向けた持続的な成長に注力してまいりました。平成20年11月公表の健全化計画では、『りそな』の差別化戦略の徹底による更なる「事業領域の選択と集中」や、「りそなスタイルの確立」に取組むことで、「真のリテール銀行『りそな』」を目指し、お客さま本位の経営に向けた様々な改革に挑戦してまいりました。

これらの改革において、不良債権比率や経費率を大幅に改善し、経営体質を強化するとともに、銀行業からサービス業への進化を目指してまいりました。地域に根付いたお客さま本位の経営は着実に成果を上げてまいりましたが、平成20年11月の健全化計画公表以降、世界的な金融市場の混乱や、欧州における経済不安の発生等、内外の経済状況が著しく変化するとともに、金融機関をとりまくビジネス環境も大きく様変わりしてまいりました。

これらの経済状況や経営環境の変化への対応も踏まえ、平成22年11月に“平成26年3月末までを新たな計画期間とする健全化計画”を公表いたしました。

当グループは、これまで実践してまいりました「事業領域の選択と集中」と「りそなスタイルの確立」に継続して取組み、「地域運営」、「アライアンス」、「オペレーション改革」に加えて「信託機能の発揮」を『りそな』の差別化戦略の柱とし、マーケットインの徹底によるお客さま本位の業務運営を実現することで、“スマート”で親しみやすい「真のリテール銀行」を目指してまいります。

『りそな』の目指す“スマート”とは、“高度な知識やスキルに基づく洗練された賢さ”と、“オペレーション改革等により実現されるスピードや利便性”を兼ね備えた金融サービスをご提供することです。個人のお客さまには、人生の様々な場面でご活用いただける最適な商品・サービスをご提供する「生活設計サポート型ビジネス」を、法人のお客さまには、事業の様々な場面で経営課題の解決に向けた最適な提案を通じて、事業の成長をサポートする「経営課題解決型ビジネス」を実践してまいります。また、個人のお客さま、法人のお客さまを問わず、地域に根付いたきめ細かなリレーションを構築することにより、お客さまのお役に立てる“スマート”で親しみやすい「真のリテール銀行」を実現してまいります。

こうした取組みにより、金融サービス企業として他の追随を許さないリテール銀行のフロントランナーとしての地位を確立し、「リテール収益の拡大」と、質を重視した収益拡大の指標である「RORA (Return on Risk weighted Asset) の向上」を目指してまいります。

また当グループは、各子会社・関連会社が特長を活かしつつグループに貢献することにより、グループ企業価値の最大化を目指しております。グループ傘下銀行については、質の高い金融サービスの提供を通じ、お客さまニーズに多面的にお応えすることで、長期にわたり親密にお取引をいただけるお客さまの増加に努めてまいります。また、経営資源の適切な配分と効率的活用を徹底しつつ、地域における現場力向上を軸としたお客さま目線での更なる改革に取組んでまいります。グループの共通プラットフォームである関連会社等については、各傘下銀行と連携して専門性・効率性の一層の向上に取組み、持続的な成長とグループ企業価値の向上を実現してまいります。

(業績)

当第3四半期連結累計期間における財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

総資産は前連結会計年度末比1兆1,418億円減少し41兆5,649億円となりました。

資産では、有価証券が前連結会計年度末比2,864億円増加して10兆1,863億円に、貸出金は前連結会計年度末比6,250億円減少して25兆2,280億円になりました。負債では、譲渡性預金が前連結会計年度末比1,935億円増加して1兆6,181億円に、預金は前連結会計年度末比9,286億円減少して33兆2,512億円となりました。

純資産の部については、四半期純利益の計上などにより前連結会計年度末比958億円増加して1兆6,884億円となりました。なお、優先株式に係る株主資本を控除して計算した1株当たり純資産額は、301円11銭となっております。

連結粗利益は、前年同四半期連結累計期間比（以下前年同期比）96億円減少して4,885億円になりました。また営業経費が前年同期比58億円減少の2,683億円、与信費用総額が前年同期比198億円減少し72億円となったことから税金等調整前四半期純利益は前年同期比95億円増加して2,114億円となりました。一方、税金費用等は前年同期比68億円減少して538億円となり、この結果、連結四半期純利益は前年同期比164億円増加して1,576億円となりました。また1株当たり四半期純利益は64円31銭となりました。

セグメントごとの業績は、以下のとおりとなりました。

個人部門は、業務粗利益が前年同四半期連結累計期間比（以下前年同期比）95億円減少し2,243億円、与信費用控除後業務純益は、前年同期比75億円増加し832億円となりました。

法人部門は、業務粗利益が前年同期比10億円増加し1,923億円、与信費用控除後業務純益は、前年同期比68億円増加し806億円となりました。

市場部門は、業務粗利益が前年同期比187億円減少し411億円、与信費用控除後業務純益は、前年同期比184億円減少し348億円となりました。

当第3四半期連結累計期間における主な項目の分析は、以下のとおりです。

(単位：億円)

	前第3四半期 連結累計期間	当第3四半期 連結累計期間	前第3四半期 連結累計期間比
経常収益	6,554	6,381	△173
連結粗利益	4,981	4,885	△96
資金利益	3,621	3,493	△128
信託報酬(償却後) (信託勘定不良債権処理額)	170 △0	175 0	5 0
役務取引等利益	867	858	△9
特定取引利益	300	160	△140
その他業務利益	21	198	176
一般貸倒引当金繰入額	239	506	267
営業経費	△2,741	△2,683	58
臨時損益	△685	△584	100
うち株式関係損益	△34	△61	△26
うち不良債権処理額	△737	△857	△120
うち与信費用戻入額	—	277	277
うち持分法による投資損益	3	0	△2
経常利益	1,793	2,124	330
特別利益	251	15	△235
うち与信費用戻入額	227	—	△227
特別損失	△26	△25	0
税金等調整前四半期純利益	2,018	2,114	95
法人税、住民税及び事業税	△81	△83	△2
法人税等調整額	△492	△422	70
少数株主利益	△31	△31	0
四半期純利益	1,412	1,576	164
与信費用総額	△270	△72	198

- (注) 1 企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」等の適用により第1四半期連結会計期間から、従来「特別利益」の内訳として計上していた「与信費用戻入額」は「臨時損益」の内訳項目として表示しています。
- 2 与信費用総額=信託勘定不良債権処理額+一般貸倒引当金繰入額+不良債権処理額+与信費用戻入額

## ① 国内・海外別収支

当第3四半期連結累計期間の資金運用収支は、国内は3,453億円、海外は71億円となり、合計（相殺消去後。以下同じ）では、3,493億円となりました。

信託報酬及び特定取引収支は国内のみであり、それぞれ175億円、160億円となりました。

また、役務取引等収支及びその他業務収支は国内がその大宗を占めており、それぞれ合計では858億円、198億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第3四半期連結累計期間	358,249	7,045	3,117	362,177
	当第3四半期連結累計期間	345,321	7,173	3,136	349,359
うち資金運用収益	前第3四半期連結累計期間	410,863	8,480	5,679	413,665
	当第3四半期連結累計期間	389,036	8,852	5,585	392,303
うち資金調達費用	前第3四半期連結累計期間	52,613	1,435	2,561	51,487
	当第3四半期連結累計期間	43,714	1,679	2,449	42,944
信託報酬	前第3四半期連結累計期間	17,030	—	—	17,030
	当第3四半期連結累計期間	17,534	—	—	17,534
役務取引等収支	前第3四半期連結累計期間	86,658	83	—	86,741
	当第3四半期連結累計期間	85,737	93	1	85,829
うち役務取引等収益	前第3四半期連結累計期間	124,203	208	16	124,395
	当第3四半期連結累計期間	123,803	218	14	124,007
うち役務取引等費用	前第3四半期連結累計期間	37,545	125	16	37,654
	当第3四半期連結累計期間	38,066	125	13	38,178
特定取引収支	前第3四半期連結累計期間	30,070	—	—	30,070
	当第3四半期連結累計期間	16,003	—	—	16,003
うち特定取引収益	前第3四半期連結累計期間	30,449	—	—	30,449
	当第3四半期連結累計期間	16,447	—	—	16,447
うち特定取引費用	前第3四半期連結累計期間	378	—	—	378
	当第3四半期連結累計期間	444	—	—	444
その他業務収支	前第3四半期連結累計期間	1,808	340	—	2,148
	当第3四半期連結累計期間	19,305	504	—	19,810
うちその他業務収益	前第3四半期連結累計期間	44,362	135	—	44,497
	当第3四半期連結累計期間	39,017	157	—	39,175
うちその他業務費用	前第3四半期連結累計期間	42,554	△205	—	42,349
	当第3四半期連結累計期間	19,711	△346	—	19,365

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

## ② 国内・海外別役務取引の状況

当第3四半期連結累計期間の役務取引等収益合計は1,240億円、役務取引等費用合計は381億円となり、役務取引等収支合計では858億円となりました。なお国内が役務取引等収支の大宗を占めています。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第3四半期連結累計期間	124,203	208	16	124,395
	当第3四半期連結累計期間	123,803	218	14	124,007
うち預金・貸出業務	前第3四半期連結累計期間	22,929	31	—	22,960
	当第3四半期連結累計期間	22,783	35	—	22,819
うち為替業務	前第3四半期連結累計期間	27,082	170	—	27,253
	当第3四半期連結累計期間	26,601	177	—	26,778
うち信託関連業務	前第3四半期連結累計期間	8,133	—	—	8,133
	当第3四半期連結累計期間	9,560	—	—	9,560
うち証券関連業務	前第3四半期連結累計期間	23,862	—	—	23,862
	当第3四半期連結累計期間	21,937	—	—	21,937
うち代理業務	前第3四半期連結累計期間	5,975	—	—	5,975
	当第3四半期連結累計期間	6,825	—	—	6,825
うち保護預り・貸金庫業務	前第3四半期連結累計期間	2,555	0	—	2,555
	当第3四半期連結累計期間	2,513	0	—	2,513
うち保証業務	前第3四半期連結累計期間	9,606	—	—	9,606
	当第3四半期連結累計期間	9,195	—	—	9,195
役務取引等費用	前第3四半期連結累計期間	37,545	125	16	37,654
	当第3四半期連結累計期間	38,066	125	13	38,178
うち為替業務	前第3四半期連結累計期間	6,573	—	—	6,573
	当第3四半期連結累計期間	6,329	—	—	6,329

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

③ 国内・海外別特定取引の状況

当第3四半期連結累計期間の特定取引収益は164億円、特定取引費用は4億円となり、すべて国内で計上しております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前第3四半期連結累計期間	30,449	—	—	30,449
	当第3四半期連結累計期間	16,447	—	—	16,447
うち商品有価証券収益	前第3四半期連結累計期間	171	—	—	171
	当第3四半期連結累計期間	986	—	—	986
うち特定取引有価証券収益	前第3四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第3四半期連結累計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生商品収益	前第3四半期連結累計期間	29,997	—	—	29,997
	当第3四半期連結累計期間	15,188	—	—	15,188
うちその他の特定取引収益	前第3四半期連結累計期間	279	—	—	279
	当第3四半期連結累計期間	272	—	—	272
特定取引費用	前第3四半期連結累計期間	378	—	—	378
	当第3四半期連結累計期間	444	—	—	444
うち商品有価証券費用	前第3四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第3四半期連結累計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証券費用	前第3四半期連結累計期間	378	—	—	378
	当第3四半期連結累計期間	444	—	—	444
うち特定金融派生商品費用	前第3四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第3四半期連結累計期間	—	—	—	—
うちその他の特定取引費用	前第3四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第3四半期連結累計期間	—	—	—	—

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

④ 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第3四半期連結会計期間	32,554,026	37,731	—	32,591,757
	当第3四半期連結会計期間	33,210,660	40,609	—	33,251,269
うち流動性預金	前第3四半期連結会計期間	19,036,004	21,871	—	19,057,876
	当第3四半期連結会計期間	19,948,230	20,719	—	19,968,949
うち定期性預金	前第3四半期連結会計期間	12,892,732	15,859	—	12,908,591
	当第3四半期連結会計期間	12,679,486	19,889	—	12,699,375
うちその他	前第3四半期連結会計期間	625,289	—	—	625,289
	当第3四半期連結会計期間	582,943	—	—	582,943
譲渡性預金	前第3四半期連結会計期間	1,257,080	—	—	1,257,080
	当第3四半期連結会計期間	1,618,190	—	—	1,618,190
総合計	前第3四半期連結会計期間	33,811,106	37,731	—	33,848,837
	当第3四半期連結会計期間	34,828,850	40,609	—	34,869,459

(注) 1 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

定期性預金＝定期預金

2 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは海外連結子会社であります。

3 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

⑤ 国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	25,233,746	100.00	25,169,220	100.00
製造業	2,587,022	10.25	2,606,125	10.35
農業、林業	13,164	0.05	11,666	0.05
漁業	1,419	0.01	1,607	0.01
鉱業、採石業、砂利採取業	14,756	0.06	13,895	0.06
建設業	699,039	2.77	695,476	2.76
電気・ガス・熱供給・水道業	67,089	0.27	83,346	0.33
情報通信業	280,494	1.11	276,379	1.10
運輸業、郵便業	548,874	2.17	532,714	2.11
卸売業、小売業	2,434,137	9.65	2,418,758	9.61
金融業、保険業	643,276	2.55	628,569	2.50
不動産業	2,236,395	8.86	2,320,130	9.22
物品賃貸業	274,913	1.09	280,362	1.11
各種サービス業	1,602,979	6.35	1,556,362	6.18
国、地方公共団体	850,230	3.37	781,738	3.11
その他	12,979,952	51.44	12,962,087	51.50
海外及び特別国際金融取引勘定分	49,414	100.00	58,792	100.00
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	49,414	100.00	58,792	100.00
合計	25,283,161	—	25,228,013	—

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。

また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「国内(除く特別国際金融取引勘定分)」の「その他」には下記の計数が含まれております。

	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
住宅ローン	12,055,464	47.77	12,078,639	47.98

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

連結会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、株式会社りそな銀行1社です。

① 信託財産の運用／受入状況(信託財産残高表)

資産

科目	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	88,736	0.34	76,857	0.31
有価証券	0	0.00	0	0.00
信託受益権	24,948,094	94.42	23,214,010	94.61
受託有価証券	1,733	0.01	3,027	0.01
金銭債権	359,422	1.36	321,347	1.31
有形固定資産	628,917	2.38	566,037	2.31
無形固定資産	3,371	0.01	2,485	0.01
その他債権	8,812	0.03	6,159	0.03
銀行勘定貸	359,716	1.36	325,231	1.33
現金預け金	23,955	0.09	20,340	0.08
合計	26,422,760	100.00	24,535,496	100.00

負債

科目	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	7,199,106	27.25	7,199,867	29.34
年金信託	3,723,240	14.09	3,520,506	14.35
財産形成給付信託	1,086	0.00	1,092	0.01
投資信託	13,677,305	51.76	12,208,368	49.76
金銭信託以外の金銭の信託	271,603	1.03	286,619	1.17
有価証券の信託	279,784	1.06	148,317	0.60
金銭債権の信託	373,491	1.41	334,276	1.36
土地及びその定着物の信託	124,274	0.47	120,276	0.49
土地及びその定着物の 賃借権の信託	2,885	0.01	2,852	0.01
包括信託	769,981	2.92	713,317	2.91
合計	26,422,760	100.00	24,535,496	100.00

(注) 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

② 貸出金残高の状況(業種別貸出状況)

業種別	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
製造業	163	0.18	154	0.20
農業、林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—
運輸業、郵便業	52	0.06	47	0.06
卸売業、小売業	153	0.17	131	0.17
金融業、保険業	21,923	24.71	19,324	25.15
不動産業	2,308	2.60	1,680	2.19
物品賃貸業	—	—	—	—
各種サービス業	78	0.09	17	0.02
国、地方公共団体	—	—	—	—
その他	64,055	72.19	55,500	72.21
合計	88,736	100.00	76,857	100.00

(注) 「その他」には、下記の計数が含まれております。

	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
住宅ローン	54,692	61.64	48,076	62.55

③ 元本補てん契約のある信託の運用／受入状況

金銭信託

科目	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	88,736	20.29	76,857	19.66
有価証券	—	—	—	—
その他	348,676	79.71	314,039	80.34
資産計	437,412	100.00	390,896	100.00
元本	436,649	99.83	390,232	99.83
債権償却準備金	266	0.06	230	0.06
その他	497	0.11	434	0.11
負債計	437,412	100.00	390,896	100.00

(注) 1 信託財産の運用のため再信託された信託を含みます。

2 リスク管理債権の状況

前第3四半期  
連結会計期間 貸出金88,736百万円のうち、破綻先債権額は89百万円、延滞債権額は17,045百万円、3ヶ月以上延滞債権額は4百万円、貸出条件緩和債権額は3,764百万円であります。

また、これらの債権額の合計額は20,903百万円であります。

当第3四半期  
連結会計期間 貸出金76,857百万円のうち、破綻先債権額は31百万円、延滞債権額は15,100百万円、3ヶ月以上延滞債権額は117百万円、貸出条件緩和債権額は3,532百万円であります。

また、これらの債権額の合計額は18,781百万円であります。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,300,000,000
丙種優先株式	12,000,000
己種優先株式	8,000,000
第3種優先株式	225,000,000
第4種優先株式	10,000,000
第5種優先株式	10,000,000
第6種優先株式	10,000,000
第7種優先株式	10,000,000
第8種優先株式	10,000,000
計	7,595,000,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年2月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,514,957,691	同左 (注)1	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当会社における標準となる株式 単元株式数 100株
丙種第一回優先株式 (当該優先株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。)	12,000,000	同左 (注)1	—	単元株式数 100株 (注)2、3、4、5
己種第一回優先株式 (当該優先株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。)	8,000,000	同左 (注)1	—	単元株式数 100株 (注)2、6、7、8
第3種第一回優先株式 (当該優先株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。)	225,000,000	同左 (注)1	—	単元株式数 100株 議決権あり (注)2、9、10、11
第4種優先株式	2,520,000	同左	—	単元株式数 100株 (注)2、12
第5種優先株式	4,000,000	同左	—	単元株式数 100株 (注)2、13
第6種優先株式	3,000,000	同左	—	単元株式数 100株 (注)2、14
計	2,769,477,691	同左 (注)1	—	—

(注) 1 「提出日現在発行数」には、平成24年2月1日から四半期報告書を提出する日までの優先株式に係る取得請求権の行使による株式数の増減は含まれておりません。

2 「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」に基づく丙種第一回優先株式および己種第一回優先株式、ならびに公的資金返済に向けた適切な資本政策の運営を実現するために発行した第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式については、株主総会における議決権を有しております（ただし、無配となった場合には議決権を有する）。

「預金保険法」に基づく第3種第一回優先株式については、預金保険機構の議決権比率を考慮し、株主総会における議決権を有しております。

3 丙種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

(1) 普通株式の株価の下落により、丙種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、丙種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。ただし、提出日現在の引換価額は、下記(3)に記載の下限引換価額である1,501円であるため、以後下記(2)の定めにより引換価額が修正されることなく、取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加することもありません。なお、後記5(4)に記載のとおり、当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。

(2) 引換価額の修正の基準および頻度

① 修正の基準

引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）

② 修正の頻度

1年に1度（平成27年1月1日までの毎年1月1日）

(3) 引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

① 引換価額の下限

1,501円

② 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

39,973,351株（平成24年1月31日現在における丙種第一回優先株式の発行済株式総数12,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の1.58%）

(4) 当会社の決定により、丙種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。

4 丙種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 丙種第一回優先株式に係る取得請求権の行使に関する事項についての丙種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。

(2) 当会社の株券の売買に関する事項についての丙種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。

5 丙種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 丙種優先配当金

① 丙種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の丙種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり丙種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に丙種優先中間配当金を支払ったときは、当該丙種優先中間配当金の額を控除した額とする。

丙種優先配当金の額は、丙種優先株式1株につき68円とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、丙種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が丙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

丙種優先株主に対しては、丙種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 丙種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき丙種優先配当金の額の2分の1を上限として、丙種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき5,000円を支払う。丙種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 取得請求権

① 取得を請求し得べき期間

平成27年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 引換価額

引換価額は1,501円とする。

③ 引換価額の修正

引換価額は、平成27年1月1日までの毎年1月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額といふ)に修正される。ただし、修正後引換価額が1,501円(以下下限引換価額といふ)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

④ 引換価額の調整

今後当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 取得条項

平成27年3月31日までに引換請求のなかった丙種優先株式は、平成27年4月1日をもって、丙種優先株式1株の払込金相当額(5,000円)を平成27年4月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、1,667円を下回るときは、丙種優先株式1株の払込金相当額(5,000円)を1,667円で除して得られる数の普通株式となる。

(6) 株主との合意による優先株式の取得

丙種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(7) 議決権条項

丙種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、丙種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において丙種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかつたときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において丙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかつたときは、その総会より、丙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、丙種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(8) 新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、丙種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、丙種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(9) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

6 己種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

(1) 普通株式の株価の下落により、己種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、己種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。ただし、提出日現在の引換価額は、下記(3)に記載の下限引換価額である3,240円であるため、以後下記(2)の定めにより引換価額が修正されることなく、取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加することもありません。なお、後記8(4)④に記載のとおり、当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。

(2) 引換価額の修正の基準および頻度

① 修正の基準

引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）

② 修正の頻度

1年に1度（平成26年7月1日までの毎年7月1日）

(3) 引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

① 引換価額の下限

3,240円

② 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

30,864,197株（平成24年1月31日現在における己種第一回優先株式の発行済株式総数8,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の1.22%）

(4) 当会社の決定により、己種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。

7 己種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 己種第一回優先株式に係る取得請求権の行使に関する事項についての己種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。

(2) 当会社の株券の売買に関する事項についての己種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。

8 己種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 己種優先配当金

① 己種優先配当金

剩余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の己種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり己種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に己種優先中間配当金を支払ったときは、当該己種優先中間配当金の額を控除した額とする。

己種優先配当金の額は、己種優先株式1株につき185円とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、己種優先株主に対して支払う剩余金の配当の総額が己種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

己種優先株主に対しては、己種優先配当金の額を超えて剩余金の配当を行わない。

④ 己種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき己種優先配当金の額の2分の1を上限として、己種優先中間配当金を支払う。

- (2) 残余財産の分配  
残余財産を分配するときは、己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき12,500円を支払う。己種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位  
丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 取得請求権
- ① 取得を請求し得べき期間  
平成26年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。
  - ② 引換価額  
引換価額は3,240円とする。
  - ③ 引換価額の修正  
引換価額は、平成26年7月1日までの毎年7月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が3,240円(以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。  
この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。
  - ④ 引換価額の調整  
今後当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 取得条項  
平成26年11月30日までに引換請求のなかつた己種優先株式は、平成26年12月1日をもって、己種優先株式1株の払込金相当額(12,500円)を平成26年12月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、3,598円を下回るときは、己種優先株式1株の払込金相当額(12,500円)を3,598円で除して得られる数の普通株式となる。
- (6) 株主との合意による優先株式の取得  
己種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項  
己種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、己種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有する場合であつて会社法第436条第3項の取締役会の決議において己種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかつたときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において己種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかつたときは、その総会より、己種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、己種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。
- (8) 新株予約権等  
法令に別段の定めがある場合を除き、己種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、己種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (9) 種類株主総会の決議  
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。
- 9 第3種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。
- (1) 普通株式の株価の下落により、第3種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、第3種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。なお、後記11(4)④に記載のとおり、当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。

- (2) 引換価額の修正の基準および頻度
- ① 修正の基準  
引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）
  - ② 修正の頻度  
1年に1度（平成23年5月1日以降毎年5月1日）
- (3) 引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
- ① 引換価額の下限  
154円
  - ② 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限  
2,922,077,922株（平成24年1月31日現在における第3種第一回優先株式の発行済株式総数225,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の116.18%）
- (4) 当会社の決定により、第3種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。
- 10 第3種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 第3種第一回優先株式に係る取得請求権の行使に関する事項についての第3種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
  - (2) 当会社の株券の売買に関する事項についての第3種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- 11 第3種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第3種優先配当金
    - ① 第3種優先配当金  
剩余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第3種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第3種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第3種優先中間配当金を支払ったときは、当該第3種優先中間配当金の額を控除した額とする。  
第3種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(2,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)を支払う。  
配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。  
配当年率=ユーロ円LIBOR(1年物)+0.50%  
配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。  
年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。  
ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。
    - ② 非累積条項  
ある事業年度において、第3種優先株主に対して支払う剩余金の配当の総額が第3種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
    - ③ 非参加条項  
第3種優先株主に対しては、第3種優先配当金の額を超えて剩余金の配当を行わない。
    - ④ 第3種優先中間配当金  
中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき第3種優先配当金の額の2分の1を上限として、第3種優先中間配当金を支払う。
  - (2) 残余財産の分配  
残余財産を分配するときは、第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき2,000円を支払う。第3種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
  - (3) 優先順位  
丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
  - (4) 取得請求権
    - ① 取得を請求し得べき期間  
平成22年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。

- ② 引換価額  
引換価額は410円とする。
- ③ 引換価額の修正  
引換価額は、毎年5月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額といふ)に修正される。ただし、修正後引換価額が154円(ただし、下記④により調整する。以下下限引換価額といふ)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。  
この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。
- ④ 引換価額の調整  
今後当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 取得条項  
該当ありません。
- (6) 株主との合意による優先株式の取得  
第3種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項  
第3種優先株主は株主総会において議決権を有する。
- (8) 新株予約権等  
法令に別段の定めがある場合を除き、第3種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第3種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (9) 種類株主総会の決議  
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。
- 12 第4種優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第4種優先配当金
- ① 第4種優先配当金  
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第4種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第4種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第4種優先中間配当金を支払ったときは、当該第4種優先中間配当金の額を控除した額とする。  
第4種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。  
配当年率は年3.970%(払込金相当額25,000円に対し992円50銭)とする。
- ② 非累積条項  
ある事業年度において、第4種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第4種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 非参加条項  
第4種優先株主に対しては、第4種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
- ④ 第4種優先中間配当金  
中間配当を行うときは、第4種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第4種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第4種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配  
残余財産を分配するときは、第4種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第4種優先株式1株につき25,000円を支払う。第4種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位  
丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 株主との合意による優先株式の取得  
第4種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (5) 取得条項  
平成25年8月31日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第4種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第4種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額(第4種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第4種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を金銭にて支払う。

第4種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。

(6) 議決権条項

第4種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第4種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第4種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかつたときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において第4種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかつたときは、その総会より、第4種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第4種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(7) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしております。

13 第5種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第5種優先配当金

① 第5種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第5種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第5種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第5種優先中間配当金を支払ったときは、当該第5種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第5種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。

配当年率は年3.675% (払込金相当額25,000円に対し918円75銭)とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、第5種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第5種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第5種優先株主に対しては、第5種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 第5種優先中間配当金

中間配当を行うときは、第5種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第5種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第5種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第5種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第5種優先株式1株につき25,000円を支払う。第5種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 株主との合意による優先株式の取得

第5種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(5) 取得条項

平成26年8月28日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第5種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第5種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額(第5種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第5種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を金銭にて支払う。

第5種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。

(6) 議決権条項

第5種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第5種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第5種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかつたときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において第5種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかつたときは、その総会より、第5種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第5種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(7) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしております。

14 第6種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第6種優先配当金

① 第6種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第6種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第6種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第6種優先中間配当金を支払ったときは、当該第6種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第6種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。

配当年率は年4.95%（払込金相当額25,000円に対し1,237円50銭）とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、第6種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第6種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第6種優先株主に対しては、第6種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 第6種優先中間配当金

中間配当を行うときは、第6種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第6種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第6種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第6種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第6種優先株式1株につき25,000円を支払う。第6種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 株主との合意による優先株式の取得

第6種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(5) 取得条項

平成28年12月8日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第6種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第6種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額（第6種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日および取得日を含む）で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第6種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする）を加算した額を金銭にて支払う。

第6種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。

(6) 議決権条項

第6種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第6種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第6種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において第6種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第6種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第6種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(7) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年10月 1 日～ 平成23年12月31日	—	2,769,477	—	340,472	—	340,472

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができませんので、直前の基準日である平成23年9月30日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	丙種第一回優先株式 12,000,000 己種第一回優先株式 8,000,000 第4種優先株式 2,520,000 第5種優先株式 4,000,000 第6種優先株式 3,000,000	—	各種類の株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 64,182,200 (相互保有株式) 普通株式 2,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,449,711,900 第3種第一回優先株式 225,000,000	普通株式 24,497,119 第3種第一回優先株式 2,250,000	各種類の株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。 (注) 1 (注) 2
単元未満株式	普通株式 1,061,591	—	(注) 3
発行済株式総数	2,769,477,691	—	—
総株主の議決権	—	26,747,119	—

(注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式6,500株(議決権65個)が含まれております。

2 株主名簿上は、株式会社近畿大阪銀行名義となっておりますが、同社が実質的に所有していない株式が100株(議決権1個)あります。

なお、当該株式数は上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

3 上記の「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社保有の自己株式73株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社りそな ホールディングス	東京都江東区木場一 丁目5番65号	64,182,200	—	64,182,200	2.55
(相互保有株式) 株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町 2丁目2番1号	2,000	—	2,000	0.00
計	—	64,184,200	—	64,184,200	2.55

(注) 1 株主名簿上は、株式会社近畿大阪銀行名義となっておりますが、同社が実質的に所有していない株式が100株(議決権1個)あります。

2 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。

## 2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

## 第4 【経理の状況】

- 1 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 2 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（自平成23年10月1日 至平成23年12月31日）及び第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの四半期レビューを受けております。

## 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	3,027,781	2,683,782
コールローン及び買入手形	356,676	213,589
買入金銭債権	427,467	424,462
特定取引資産	637,508	824,920
有価証券	9,899,960	10,186,387
貸出金	※1 25,853,022	※1 25,228,013
外国為替	63,472	112,796
その他資産	1,634,261	1,162,083
有形固定資産	313,231	306,021
無形固定資産	53,836	51,968
繰延税金資産	186,891	144,486
支払承諾見返	678,495	624,670
貸倒引当金	△424,619	△397,589
投資損失引当金	△1,139	△627
<b>資産の部合計</b>	<b>42,706,848</b>	<b>41,564,963</b>

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
<b>負債の部</b>		
預金	34,179,947	33,251,269
譲渡性預金	1,424,610	1,618,190
コールマネー及び売渡手形	277,916	236,913
売現先勘定	142,972	10,996
特定取引負債	244,282	296,560
借用金	1,700,813	1,601,288
外国為替	1,755	4,598
社債	678,071	679,749
信託勘定借	375,866	325,231
その他負債	1,320,538	1,145,494
賞与引当金	14,603	8,341
退職給付引当金	11,591	12,601
その他の引当金	34,552	36,789
再評価に係る繰延税金負債	28,277	23,842
支払承諾	678,495	624,670
<b>負債の部合計</b>	<b>41,114,294</b>	<b>39,876,535</b>
<b>純資産の部</b>		
資本金	340,472	340,472
資本剰余金	237,082	237,082
利益剰余金	879,381	990,435
自己株式	△86,847	△86,848
<b>株主資本合計</b>	<b>1,370,089</b>	<b>1,481,141</b>
その他有価証券評価差額金	61,826	41,611
繰延ヘッジ損益	16,352	26,481
土地再評価差額金	38,479	41,536
為替換算調整勘定	△4,468	△4,808
その他の包括利益累計額合計	112,190	104,820
少数株主持分	110,273	102,465
<b>純資産の部合計</b>	<b>1,592,553</b>	<b>1,688,428</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>42,706,848</b>	<b>41,564,963</b>

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
経常収益	655,426	638,100
資金運用収益	413,665	392,303
(うち貸出金利息)	356,044	334,041
(うち有価証券利息配当金)	40,280	43,746
信託報酬	17,030	17,534
役務取引等収益	124,395	124,007
特定取引収益	30,449	16,447
その他業務収益	44,497	39,175
その他経常収益	※1 25,387	※1 48,632
経常費用	476,035	425,641
資金調達費用	51,487	42,944
(うち預金利息)	30,311	23,245
役務取引等費用	37,654	38,178
特定取引費用	378	444
その他業務費用	42,349	19,365
営業経費	274,183	268,302
その他経常費用	※2 69,982	※2 56,407
経常利益	179,390	212,458
特別利益	25,130	1,551
固定資産処分益	825	1,551
負ののれん発生益	※3 1,578	—
償却債権取立益	22,726	—
特別損失	2,685	2,586
固定資産処分損	904	474
減損損失	1,184	2,112
その他の特別損失	※4 595	—
税金等調整前四半期純利益	201,836	211,423
法人税、住民税及び事業税	8,176	8,381
法人税等調整額	49,290	42,279
法人税等合計	57,467	50,661
少数株主損益調整前四半期純利益	144,368	160,761
少数株主利益	3,160	3,140
四半期純利益	141,208	157,620

【四半期連結包括利益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	144,368	160,761
その他の包括利益	△22,102	△13,907
その他有価証券評価差額金	△12,477	△20,195
繰延ヘッジ損益	5,104	10,129
土地再評価差額金	—	3,384
為替換算調整勘定	△14,702	△7,206
持分法適用会社に対する持分相当額	△26	△18
四半期包括利益	122,266	146,853
親会社株主に係る四半期包括利益	133,441	150,579
少数株主に係る四半期包括利益	△11,175	△3,725

## 【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
<p>連結の範囲の重要な変更 りそな債権回収株式会社は清算により、子会社に該当しないことになったことから、当第3四半期連結会計期間より連結の範囲から除外しております。</p>

## 【会計方針の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
<p>第1四半期連結会計期間から、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号平成22年6月30日)を適用しております。</p>
<p>上記会計基準等の適用により、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、期中に行われた優先株式の転換価格の修正を普通株式増加数の算定に反映する方法に変更しております。</p>
<p>なお、これによる影響については、「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。</p>

## 【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
<p>(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準) 第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。</p>
<p>なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当第3四半期連結累計期間の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前第3四半期連結累計期間についても遡及処理を行っておりません。</p>
<p>(法人税率の変更等による影響) 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。</p>
<p>これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.64%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については37.96%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.59%となります。</p>
<p>この税率変更により、繰延税金資産は7,338百万円減少し、法人税等調整額は11,825百万円増加しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
※1 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。	※1 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。
破綻先債権額 19,752百万円	破綻先債権額 17,440百万円
延滞債権額 459,878百万円	延滞債権額 479,069百万円
3ヵ月以上延滞債権額 8,171百万円	3ヵ月以上延滞債権額 5,936百万円
貸出条件緩和債権額 261,403百万円	貸出条件緩和債権額 282,184百万円
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
2 一部の連結子会社が受託する元本補てん契約のある信託の元本残高は、金銭信託439,223百万円であります。	2 一部の連結子会社が受託する元本補てん契約のある信託の元本残高は、金銭信託390,232百万円であります。

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
※1 「その他経常収益」には、 株式等売却益 4,973百万円 を含んでおります。	※1 「その他経常収益」には、 償却債権取立益 27,781百万円 株式等売却益 3,465百万円 を含んでおります。
※2 「その他経常費用」には、 貸倒引当金繰入額 8,843百万円 貸出金償却 38,333百万円 株式等売却損 5,180百万円 株式等償却 3,265百万円 を含んでおります。	※2 「その他経常費用」には、 貸倒引当金繰入額 1,618百万円 貸出金償却 31,793百万円 株式等売却損 7,455百万円 株式等償却 2,165百万円 を含んでおります。
※3 「負ののれん発生益」は、少数株主から追加取得した一部の連結子会社株式の取得原価と、対応する少数株主持分減少額との差額であります。	
※4 「その他の特別損失」は、資産除去債務に関する会計基準の適用に伴う影響額であります。	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
減価償却費 18,511百万円	減価償却費 20,514百万円

## (株主資本等関係)

I 前第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

## 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月14日 取締役会	普通株式	11,507	10.00	平成22年3月31日	平成22年6月9日	利益剰余金
	種類株式					
	丙種第一回 優先株式	816	68.00			
	己種第一回 優先株式	1,480	185.00			
	第1種第一回 優先株式	7,887	28.68			
	第2種第一回 優先株式	8,081	28.68			
	第3種第一回 優先株式	7,887	28.68			
	第4種 優先株式	2,501	992.50			
	第5種 優先株式	3,675	918.75			
	第6種 優先株式	1,159	386.51			

II 当第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

## 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月13日 取締役会	普通株式	29,409	12.00	平成23年3月31日	平成23年6月9日	利益剰余金
	種類株式					
	丙種第一回 優先株式	816	68.00			
	己種第一回 優先株式	1,480	185.00			
	第3種第一回 優先株式	5,301	23.56			
	第4種 優先株式	2,501	992.50			
	第5種 優先株式	3,675	918.75			
	第6種 優先株式	3,712	1,237.50			

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

1 報告セグメントごとの利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合 計
	個人部門	法人部門	市場部門	計		
業務粗利益	233,870	191,309	59,937	485,117	△12,375	472,741
経費	△144,572	△107,811	△6,568	△258,951	—	△258,951
実勢業務純益	89,298	83,501	53,369	226,169	△12,375	213,793
与信費用	△13,662	△9,744	—	△23,406	—	△23,406
与信費用控除後業務純益(計)	75,636	73,757	53,369	202,762	△12,375	190,386

(注) 1 合計金額は、グループ傘下銀行3社及び当子会社であるローン保証会社3社の計数を計上しております。

2 個人部門には、当子会社であるローン保証会社3社の業績を含めております。

3 法人部門の実勢業務純益は、信託勘定に係る不良債権処理額3百万円(損失)を除いております。

4 市場部門の業務粗利益には、株式関連損益の一部を含めております。

5 「その他」の区分には、事業セグメントに該当しない経営管理部門の計数等が含まれております。

6 減価償却費は、経費に含まれております。

2 報告セグメントの合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利 益	金 額
報告セグメント計	202,762
「その他」の区分の利益	△12,375
与信費用以外の臨時損益	1,801
与信費用以外の特別損益	△1,883
報告セグメント対象外の連結子会社利益等	11,531
四半期連結損益計算書の税金等調整前四半期純利益	201,836

(注) 1 与信費用以外の臨時損益には、株式関連損益及び退職給付費用の一部等が含まれております。

2 与信費用以外の特別損益には、減損損失等が含まれております。

II 当第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

1 報告セグメントごとの利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合 計
	個人部門	法人部門	市場部門	計		
業務粗利益	224,329	192,351	41,158	457,839	4,023	461,862
経費	△138,966	△109,109	△6,279	△254,354	—	△254,354
実勢業務純益	85,363	83,205	34,879	203,448	4,023	207,471
与信費用	△2,146	△2,551	—	△4,698	—	△4,698
与信費用控除後業務純益(計)	83,216	80,654	34,879	198,750	4,023	202,773

(注) 1 合計金額は、グループ傘下銀行3社及び当子会社であるローン保証会社3社の計数を計上しております。

2 個人部門には、当子会社であるローン保証会社3社の業績を含めております。

3 法人部門の実勢業務純益は、信託勘定に係る不良債権処理額 36百万円(利益)を除いております。

4 市場部門の業務粗利益には、株式関連損益の一部を含めております。

5 「その他」の区分には、事業セグメントに該当しない経営管理部門の計数等が含まれております。

6 減価償却費は、経費に含まれております。

2 報告セグメントの合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利 益	金 額
報告セグメント計	198,750
「その他」の区分の利益	4,023
与信費用以外の臨時損益	1,731
特別損益	△1,021
報告セグメント対象外の連結子会社利益等	7,939
四半期連結損益計算書の税金等調整前四半期純利益	211,423

(注) 1 与信費用以外の臨時損益には、株式関連損益及び退職給付費用の一部等が含まれております。

2 特別損益には、減損損失等が含まれております。

## (金融商品関係)

## I 前連結会計年度(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	連結貸借対照表計上額	時価	差額
貸出金	25,853,022		
貸倒引当金	△358,624		
	25,494,397	25,869,729	375,331
預金	34,179,947	34,193,696	13,749

## (注) 1. 貸出金の時価の算定方法

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額と近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

## 2. 預金の時価の算定方法

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、原則として当該帳簿価額を時価としております。

II 当第3四半期連結会計期間(平成23年12月31日現在)

企業集団の事業の運営において重要なものは、次のとおりであります。

(単位：百万円)

科目	四半期連結貸借対照表計上額	時価	差額
貸出金	25,228,013		
貸倒引当金	△328,625		
	24,899,387	25,256,183	356,795
預金	33,251,269	33,260,617	9,347

(注) 1. 貸出金の時価の算定方法

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は四半期連結会計期間末における四半期連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額と近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

2. 預金の時価の算定方法

要求払預金については、四半期連結会計期間末に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、原則として当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券関係)

I 前連結会計年度

1 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	1,349,538	1,364,602	15,064
地方債	309,060	318,452	9,392
社債	9,301	9,441	139
合計	1,667,900	1,692,496	24,596

(注) 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券(平成23年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
株式	351,870	464,047	112,177
債券	7,530,028	7,515,636	△14,392
国債	6,337,891	6,322,090	△15,801
地方債	150,401	153,030	2,629
社債	1,041,735	1,040,515	△1,220
その他	271,583	266,664	△4,919
合計	8,153,482	8,246,348	92,865

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、株式については当連結会計年度末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は3,673百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

## II 当第3四半期連結会計期間

- ※1. 企業集団の事業の運営において重要なものは、次のとおりであります。
- ※2. 四半期連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、及び「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

### 1 満期保有目的の債券(平成23年12月31日現在)

	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	1,724,208	1,760,676	36,468
地方債	344,424	358,117	13,693
社債	7,403	7,503	100
合計	2,076,035	2,126,297	50,262

(注) 時価は、当第3四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

### 2 その他有価証券(平成23年12月31日現在)

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	348,663	411,587	62,923
債券	7,293,372	7,305,946	12,574
国債	6,198,706	6,202,170	3,463
地方債	163,218	168,674	5,456
社債	931,447	935,101	3,654
その他	416,079	408,890	△7,188
合計	8,058,116	8,126,425	68,309

(注) 1 四半期連結貸借対照表計上額は、株式については当第3四半期連結会計期間末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当第3四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって四半期連結貸借対照表計上額とともに、評価差額を当第3四半期連結累計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当第3四半期連結累計期間における減損処理額は2,164百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

(デリバティブ取引関係)

I 前連結会計年度

(1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	100,976	△25	△25
店頭	金利スワップ	38,206,483	6,691	6,691
	キャップ	114,887	1,305	1,436
	フロア	84,486	1,264	1,255
	スワップション	13,553,000	22,843	△3,449
	合計	—	32,078	5,908

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	2,730,100	△11,530	47,231
	為替予約	1,746,188	△50,339	△50,339
	通貨オプション	2,922,256	108,483	109,051
	合計	—	46,614	105,943

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

## II 当第3四半期連結会計期間

企業集団の事業の運営において重要なものは、次のとおりであります。

### (1) 金利関連取引(平成23年12月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	139,894	2	2
店頭	金利スワップ	46,600,832	1,892	1,892
	キャップ	112,199	1,616	1,711
	フロア	83,964	1,349	1,307
	スワップション	8,734,000	20,289	7,097
	合計	—	25,150	12,012

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

### (2) 通貨関連取引(平成23年12月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	2,238,788	△14,124	38,042
	為替予約	1,439,114	△56,178	△56,178
	通貨オプション	2,626,739	108,578	108,490
	合計	—	38,275	90,354

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の四半期連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	円	109.64	64.31
(算定上の基礎)			
四半期純利益	百万円	141,208	157,620
普通株主に帰属しない金額	百万円	15,032	—
うち配当優先株式に係る消却差額(*)	百万円	15,032	—
普通株式に係る四半期純利益	百万円	126,175	157,620
普通株式の期中平均株式数	千株	1,150,785	2,450,776
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	円	50.17	44.42
(算定上の基礎)			
四半期純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	1,363,983	1,097,077

(\*)配当優先株式に係る消却差額15,032百万円は、前第3四半期連結累計期間において取得・消却した第1種第一回優先株式に係る消却差額のうち、利益剰余金の減少に対応する金額であります。

(会計方針の変更)

第1四半期連結会計期間から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号平成22年6月30日）を適用しております。

上記会計基準等の適用により、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、期中に行われた優先株式の転換価格の修正を普通株式増加数の算定に反映する方法に変更しております。

当該会計方針の変更は遡及適用され、前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額について遡及処理しております。

なお、上記会計基準等を適用しなかった場合の、前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額は、51.65円であります。

## 2 【その他】

### 1 株当たり純資産額

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
1 株当たり純資産額	円	251.67	301.11
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	1,592,553	1,688,428
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	975,759	950,465
うち少数株主持分	百万円	110,273	102,465
うち優先株式	百万円	848,000	848,000
うち優先配当額	百万円	17,485	—
普通株式に係る四半期連結会計期間末（連結会計年度末）の純資産額	百万円	616,794	737,962
1 株当たり純資産額の算定に用いられた四半期連結会計期間末（連結会計年度末）の普通株式の数	千株	2,450,778	2,450,774

## **第二部 【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月8日

株式会社 りそなホールディングス

取締役会 御中

## 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 大森 茂 印

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 木村 充男 印

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 牧野 あや子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの平成23年4月1日から平成24年3月31までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそなホールディングス及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ※ 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管している。  
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

## 【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年2月10日

【会社名】 株式会社りそなホールディングス

【英訳名】 Resona Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 檜垣誠司

【最高財務責任者の役職氏名】 該当ありません

【本店の所在の場所】 東京都江東区木場一丁目5番65号

【縦覧に供する場所】 株式会社りそなホールディングス大阪本社  
(大阪市中央区備後町二丁目2番1号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## **1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】**

当社代表執行役社長檜垣誠司は、当社の第11期第3四半期(自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## **2 【特記事項】**

特記すべき事項はありません。